平成２４年８月２７日

大垣市長　小川　敏　様

大垣市公営企業等審議会
会長　　池永　輝之

平成２４年６月２７日に貴職から諮問を受けた、水道事業及び下水道事業の安定した経営維持の検討につきまして、別紙のとおり答申いたします。

答　申　書

このたび、大垣市長から水道事業及び下水道事業の安定した経営維持について諮問があり、慎重な審議を重ねた結果、次のとおり結論に達したので答申する。

水道事業は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する、市民生活に直結した重要事業である。当市では第５次変更認可に基づき事業が実施され、平成２３年度末で普及率が９７．０％、総収支比率は１１６．１％である様に、多様化する市民ニーズに対し、安定した経営状況が維持されている。

今後、水源地施設の改良整備や老朽管の更新を進めるにあたっては、引き続き安定した経営が維持できるよう、一層の効率化とサービス向上に努められたい。

下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全、浸水の防除といった、安全・安心で快適な市民生活を確保する上で、なくてはならない都市基盤施設である。

大垣市全体の人口普及率は、平成２３年度末で８２．１％となり、概ね市街化区域の整備が完了し、引き続き市街化調整区域の整備に着手したところである。

今回、市当局から経営の概要報告とともに、下水道使用料の改定案について提示があった。

下水道使用料は、平成１９年４月に２２．７％の改定を行ったが、近年の節水意識の向上、節水機器の普及等により、下水道使用料収入は伸び悩みの傾向であるのに対し、施設修繕費等の維持管理費が増加している状況である。

厳しい経済状況の折ではあるが、今回提示された改訂案では、改定率が４．８％と極力抑えられ、基本料金を据え置き、使用量が少ない単身世帯や高齢者世帯、いわゆる低所得者層に配慮した案となっている。また、市当局が経費削減に努めていることを認め、妥当であると判断した。

さらに、井戸水を使用している場合の認定水量の見直しは、前回の改正から１０年が経過し、節水意識の向上や節水機器の普及に伴い、使用実態と認定水量に乖離が認められるため、別紙のとおりの見直しは必要である。

改定にあたっては、広く使用者への周知徹底に努め、十分な理解と協力が得られるよう万全の措置を講じるとともに、実施日は周知期間も考慮し平成２５年４月１日とされたい。

いづれにしても、水道事業及び下水道事業は、市民生活の根幹を支えるもので、快適で機能的なまちづくりに欠かせない事業である。今後も、徹底した事務の合理化や経費の削減を図り、安定かつ健全な事業運営に努められることを強く切望する。

下水道使用料単価

（消費税及び地方消費税を除く）

	使用水量区分	新使用料（A）	現行使用料（B）
基本使用料	～10 ㎥/月	1,000 円	1,000 円
従量使用料 1 ㎥あたり	11～100 ㎥/月	101 円/㎥	95 円/㎥
	101 ㎥/月以上	118 円/㎥	110 円/㎥

認　定　水　量

		新認定水量（A）	現行認定水量（B）
一般家事用	1 人	12 ㎥	14 ㎥
	2 人	19 ㎥	21 ㎥
	3 人	24 ㎥	27 ㎥
	1 人増すごとに	4 ㎥	5 ㎥